

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 23 日

青森県知事 殿

提出者

住 所 むつ市小川町一丁目2番8号
氏 名 一部事務組合下北医療センター

管理者 山本 知也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0175-22-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	むつ総合病院
事業場の所在地	むつ市小川町一丁目2番8号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	434床
③従業員数	756人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出（各部署） → 院内収集運搬（清掃委託業者従業員） → 構内保管場所 → 収集運搬（有資格委託業者） → 中間処理場（有資格委託業者） → 収集運搬（有資格委託業者） → 最終処分場

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等
	排 出 量	154.102 t	0.198 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 感染対策室の院内ラウンドによる分別の確認をして減量を目指してきた。しかし、新型コロナウィルス感染症の為、医療廃棄物が大幅に増加した。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等
	排 出 量	154.000 t	0.2 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 医療関係部材は感染対策の観点からディスポーザブル化が進み排出量の削減が難しいが、種類及び分別は別紙2のとおりとし、引き続き感染対策室の院内ラウンドによる分別の確認するとともに、種類及び分別は必要に応じ見直す。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
② 計画	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			
	【目標】			
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t	
	(これまでに実施した取組)				

		【目標】			
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t	
	(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃PCB等	
	全処理委託量	154.102 t	0.198 t	0 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t	— t	
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t	— t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	

(これまでに実施した取組)

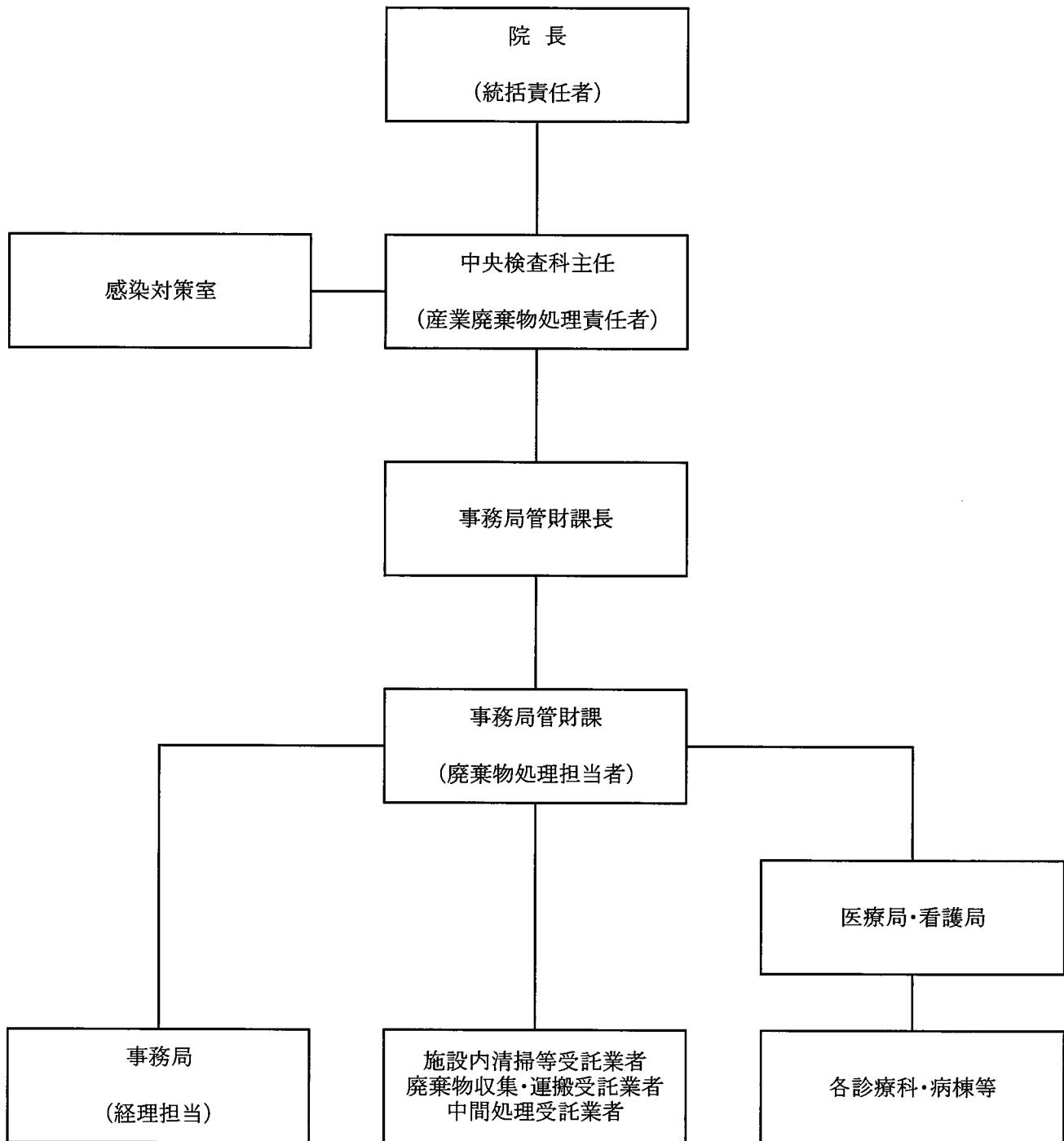
(第5面)

		【目標】						
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		廃油			
		全処理委託量	154.000 t		0 t			
		優良認定処理業者への 処理委託量	— t		— t			
		再生利用業者への 処理委託量	— t		— t			
		認定熱回収業者への 処理委託量	— t		— t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t		— t			
(今後実施する予定の取組)								
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和4年度）実績】						
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	154.3 t					
		(今後実施する予定の取組等)						
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

管 理 体 制 図



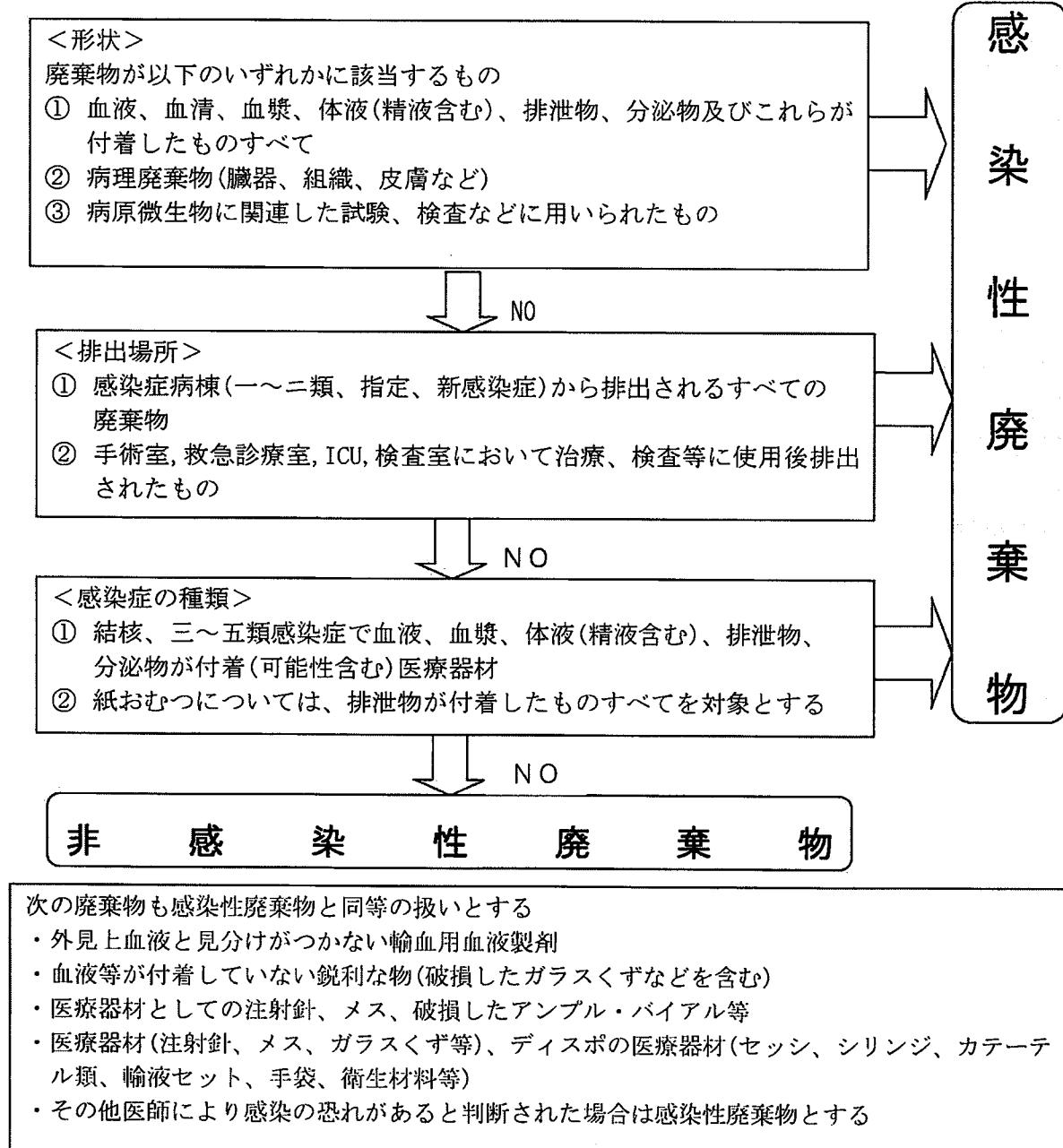
1. 感染性廃棄物とは

医療機関などから生じ人が感染し、若しくは、感染の恐れがある病原微生物が含まれ、若しくは付着している廃棄物、又これらの恐れのある廃棄物のことをいう。感染性廃棄物は、微生物の拡散を防ぐため、適切に分別、保管、回収、処理、排出されなければならない。

2. 感染性廃棄物の判断フロー

廃棄物処理法では、感染性廃棄物か否かの判断は、「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」で行う。これらを踏まえ、院内では下記のフロー図を参考にして判断し、廃棄をする

<感染性廃棄物の判断フロー(むつ総合病院用)>



3. 廃棄物処理方法

1) 分別について

- ・血液、体液、排泄物、分泌物などの湿性生体物質が付着した廃棄物は、感染性廃棄物として規程の容器に廃棄する。判断に迷った時は「感染性廃棄物の判断フロー」、分別区分表をもとに適正に廃棄する
- ・通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」、および「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師および獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものは感染性廃棄物と同等の取り扱いとする

2) 移動

- ・移動の途中で内容物が飛散・流出する恐れのない容器で行う。尚、感染性廃棄物は廃棄時に直接容器に入れることができないが、やむを得ず容器の移し替えを行う場合には、当該感染性廃棄物が飛散・流出しないよう十分に注意すること

1) 保管

- ・感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は、極力短期間とする
- ・感染性廃棄物の保管場所は関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管する
- ・感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい個所に感染性廃棄物の存在を表示する

2) 梱包

- ・感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、収集運搬に先立ちあらかじめ次のような容器に入れて密閉しなければならない
 - (1) 密閉出来ること
 - (2) 収納しやすいこと
 - (3) 損傷しにくいこと

3) 表示と主な分別区分

- ・感染性廃棄物（鋭利でないもの）を収納したダンボール箱はフタを閉じて、右上に「部署名」と「回収（廃棄月日）」明記すること
 - (1) 鋭利器材等（針刺し・切創の可能性のあるもの）
 - ・白いポリ容器に黄色ハザードマークのもの（容量20L）
 - ・携帯型針廃棄容器ハリクイ（容量1L・3.2L）
 - (2) 液状・泥状のもの（血液等）、手術等で発生した病理廃棄物
 - ・白いポリ容器に赤色ハザードマークのもの（容量20L）
 - (3) 固形で湿性体液が付着した非鋭利器材等
 - ・橙色で「下北産業廃棄物処理センター」と明示された段ボール箱（大・中・小サイズあり）

(4) 非銳利器材及び器材の外包装(非感染性の医療廃棄物に該当)

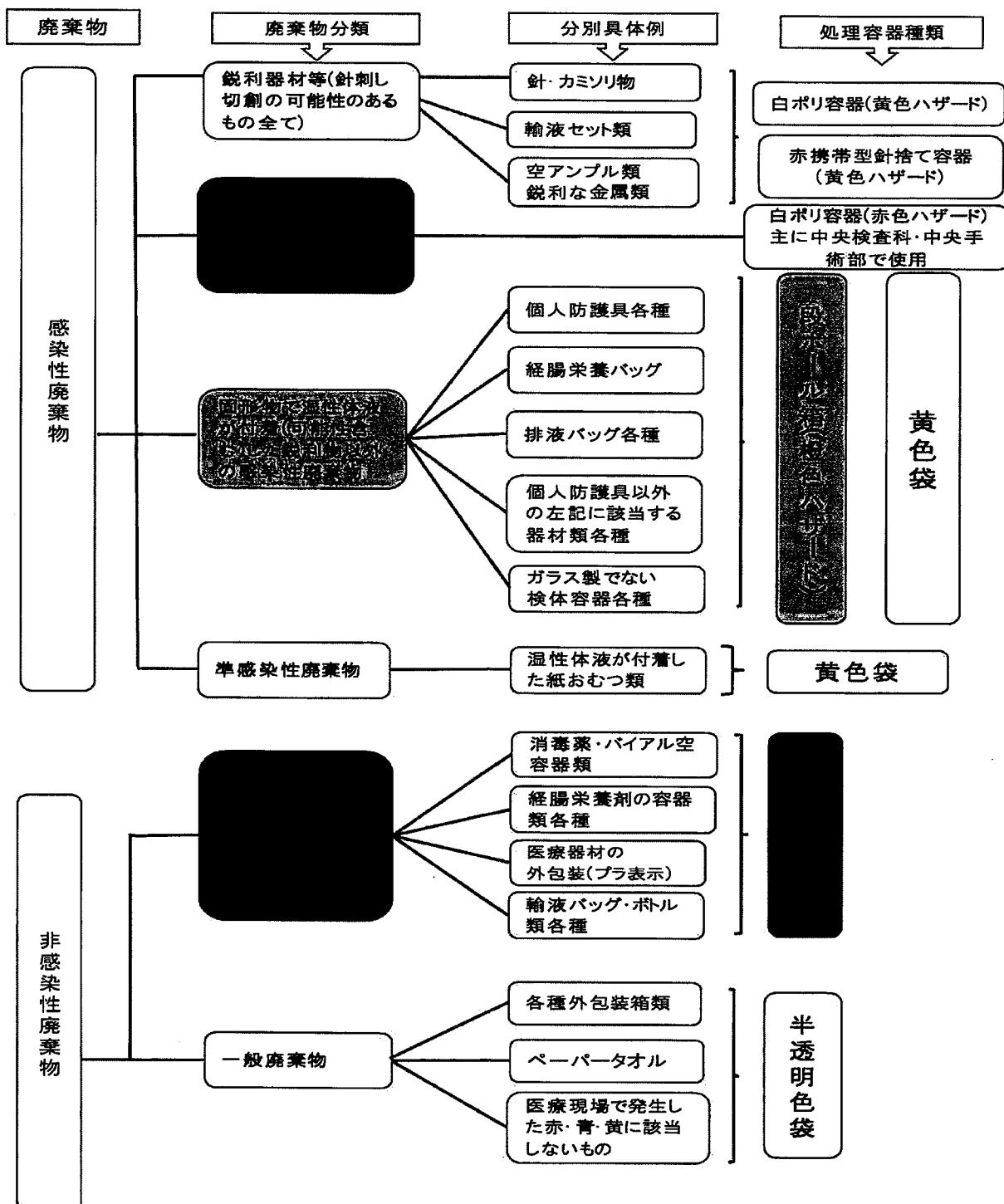
- ・青色ポリ袋

(5) 感染性廃棄物と同等に処理されるもの：紙おむつ

- ・黄色ポリ袋

4) 分別の実際

【医療廃棄物分別表】



ゴミ箱貼付用ラベル
医療廃棄物分別早見表

鋭利器材等 (針刺し・切創の可能性のあるもの)

主なもの)

注射針各種・穿刺針各種・針付輸液セット・輸血セット
ガラス類(アンプル含む)、ガイドワイヤー、針付シリンジ、
先端が鋭利な金属類、試験管・スライドガラス等

液状・泥状のもの(血液等)・ 手術などで発生した病理廃棄物

湿性体液付着した非鋭利器材等
(可能性のあるものも含む)

血液・体液で汚染されたガーゼ類、
PPE各種、排液バッグ各種、カテーテル類(鋭利でないもの)、採
血・輸液(準備含む)で使用したPPE、透析回路、気管チューブ、
吸引チューブ、経腸栄養バッグ、心電図モニター電極、化学療法
に使用した器材類(袋に密閉し廃棄)、ディスポタオル等

確認!
回収(廃棄)する時は、
①部署名
②廃棄月日を記載!

非鋭利器材類および器材の外包装袋類 (医療現場から排出されたもの全般)

輸液ボトル・薬液空容器各種、
抗がん剤以外のバイアル類(金属部分が外れる物は外す)、
医療器材の外包装(プラ表示のあるもの)
血液付着の無いシリンジ、経腸栄養剤空容器類

紙おむつ類(排泄物の付着したもの)

交換後の紙おむつ、パッド類等
(ビニール袋に入れ、PPEと共に密閉し、感染性廃棄物に準
じて廃棄となります。)

廃棄物区分一覧表	区分	容器	種類	備考
感染性廃棄物 医療廃棄物	針・針糸などの 血液、体液付着した(可能性含む)ガラス・金属類	黄色 ハサード ボリ容器 (1L・3.2L)	【锐利物】 ・注射針、留置針、各種血管内留置カテーテル類、各種穿刺針類、 ・メス、カミソリ、クリッパー等刃、ガイドワイヤー、シース ・各種アンブレラ類(使用後のもの)、継立セット類 ・針がついたシリコンジグ、針がついた点満セット類、運送管ははずさない ・清潔区域と不潔区域の容器は共用しない	【共通事項】 ・注射針はリキャップしない ・容器の80%以上、液満しない ・かたとした後のアンブルは、鋭刃物とみなし棄業する ・清潔区域と不潔区域の容器は共用しない
	液体・泥状のもの(血液等) 手術等で発生した病院廃棄物		液体・泥状のもの(血液等)・手術等で発生した病院廃棄物 ガラス・金属類】 ガラスの試験管・スライドガラス、吸入口・空気管	主に中央検査科・中央手術室で使用
	面形で	1.血液・体液等が付着したもの (可能性含む) 2.感染症病床で使用したもの 3.抗がん剤が付着したもの (可能性含む)		【ナースステーション用】 ・血液・体液で汚染されたガーゼ類・各種PPE器 ・尿液・点済に使用した各種PPE器(ミキシングも含む) ・透析回路類 ・気管チューブ、吸引カテーテル、カテーテルチップ類 ・看護ケアに使用したPPE各種 ・抗がん剤の付着した点滴ホルト、点滴セット、PPE等(袋に入れ封閉) ・経腸栄養パック ・心電図モニター電極 ・ディスクオーラル、環境清拭クロス
非感染性廃棄物	準感染性廃棄物 湿性体液が付着した紙おむつ類	黄色ナイロン袋	【感染症病床】 ・感染症病床で使用した看護ケア用品各種、PPE各種等(可燃・不燃物 混在する) 【汚物処理室】 ・各種洗浄ボトル、器具内留置カテーテル、ハルンバッグ、ティス水溶 性器や瓶洗浄液に使用したPPE各種等、接点物が付着している可能 性のあるもの全般	【汚物処理室】 ・ガムテープは必ずビニール袋 に入れ密閉する ・接液は可能な範囲で差業して、 ビニール袋に入れ差業する。 ・接液の差業が難しい場合は、そ のままビニール袋にいき密閉 差業する。
一般廃棄物	可燃ごみ 不燃ごみ	半透明ナイロン袋 半透明ナイロン袋	【その他】 ・上記以外のもので、血液体液が付着している(可能性含む)医療資材 各種、医療設備に使用したPPE各種 ・紙おむつ類:交換後の紙おむつ、パッド類等 ・ビニール袋に入れ、PPEと共に密閉し、感染性廃棄物に準じて差業	
			・プラスチック点滴ホルト、医療ボトル類、バイアル各種(抗がん剤除く) ・医療機器の外包装(プラスチック表示のあるもの) ・血液・体液附着の無い注射器 ・経腸栄養剤の容器、空き缶類(紙包装部分は除く)	2020年7月改訂
			・紙くず類、医療機器の外筒(プラスチック表示の無いものなど)の燃えないもの	